

農業振興地域名	津 山	加 茂	阿 波	勝 北	久 米
地域指定年度	昭和44年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和44年度	昭和46年度
計画策定年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和46年度	昭和47年度
計画見直し年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和50年度	昭和50年度
	昭和61年度	昭和61年度	平成4年度	昭和55年度	昭和58年度
	平成8年度	平成9年度		平成元年度	平成10年度
				平成12年度	平成15年度
	津山（統合）平成21年度				
	令和3年度				

津山農業振興地域整備計画書

令和6年2月

岡山県津山市

目 次

第 1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向.....	1
(1) 土地利用の方向.....	1
ア 土地利用の構想.....	1
イ 農用地区域の設定方針.....	3
(2) 農業上の土地利用の方向.....	6
ア 農用地等利用の方針.....	6
イ 用途区分の構想.....	7
ウ 特別な用途区分の構想.....	11
2 農用地利用計画.....	11
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	12
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	12
2 農業生産基盤整備開発計画.....	14
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	15
4 他事業との関連.....	15
第 3 農用地等の保全計画	16
1 農用地等の保全の方向.....	16
2 農用地等保全整備計画.....	17
3 農用地等の保全のための活動.....	17
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	18
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の 促進計画	19
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	19
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	19
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	22
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策.....	23
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	24
第 5 農業近代化施設の整備計画	25
1 農業近代化施設の整備の方向.....	25
2 農業近代化施設整備計画.....	27
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	28

第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	29
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	29
2	農業就業者育成確保・施設整備計画	30
3	農業を担うべき者のための支援の活動	30
4	森林の整備その他林業の振興との関連	31
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	32
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	32
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	32
3	農業従事者就業促進施設	33
4	森林の整備その他林業の振興との関連	33
第8	生活環境施設の整備計画	34
1	生活環境施設の整備の目標	34
2	生活環境施設整備計画	34
3	森林の整備その他林業の振興との関連	34
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	34
第9	付図	別添
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	
4	農業近代化施設整備計画図（付図4号）	
別記	農用地利用計画	36
(1)	農用地区域	36
ア	現況農用地等に係る農用地区域	37
イ	現況農業用施設用地に係る農用地区域	120
(2)	用途区分	123

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 位置・自然条件

平成17年2月28日に津山市、加茂町、阿波村、勝北町、久米町の1市3町1村が合併し、誕生した本市は岡山県北東部に位置し、北は鳥取県、南は中部吉備高原に接する位置にある。近くの都市への距離は、南は岡山市へ約60km、北は鳥取市へ約75km、東は姫路市へ約90km、西は新見市へ約75km、山陽と山陰の主要都市のほぼ中間に位置し、放射状に延びる国道・鉄道によって山陽・山陰・京阪神等の主要都市を結ぶ交通の要衝にある。

地形は、北部は鳥取県との県境をなす標高1,000m～1,200mの中国山地南面傾斜地であり、南部は吉備高原に接する比較的低い山地の北斜面に接している。西部はやや急峻な連峰があるが、その谷筋から吉井川に向かって扇状のなだらかな地形をなしている。東は中国山地の南斜面である日本原高原に続くなだらかな高原地帯となっている。その中心となっているのが標高100～150mの「津山盆地」であり、津山盆地を東西に分断する形で一級河川吉井川が、そして津山盆地を南北に貫く形で吉井川水系加茂川が合流している。その流域に田園が広がる自然豊かな地域であり、その立地条件を生かして多様な農業が営まれている。

気候は、市の北部で年間平均気温12～14℃、年間降水量約2,000mmと日本海側気候に近く、中南部で年間平均気温13～15℃、年間降水量約1,500mmと太平洋側気候となっている。

面積は、平成17年の合併により506.33k㎡となり、岡山県北の中心都市として今後より一層の躍進が期待される。

(イ) 人口・土地利用

本市の人口は、都市基盤の充実、生活環境の整備、中国縦貫自動車道の開通など、高速交通網の整備に伴う広域的な位置付けの変化とこれを活かした産業の発展、都市機能の進展などにより人口増加が続いていたが、平成7年(113,617人)から平成17年(110,569人)の10年間では、これまで続いていた人口増加は止まり、減少に転じており、令和2年には99,937人まで減少している。

今後は、出生率の低下により自然増は低レベルで推移するものと想定される。また、社会増については、企業誘致など工業の振興施策や商業・サービス機能の充実などにより、増加傾向で進むことを目標としているが、推計によると、令和7年には96,713人に減少すると想定されている。

本市の総面積は、506.3k㎡であり、この面積は県全面積7,114.3k㎡の約7.1%を占めている。土地利用状況は、農地73.2k㎡(14.4%)、宅地29.5k㎡(5.8%)、山林等自然地367.0k㎡(72.5%)、その他36.6k㎡(7.3%)となっている。

農業振興地域は、市の区域から都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域34,299haで、そのうち農用地は6,215.0ha(18.1%)、農業用施設用

6,207.0

61.1

22,660.2

5,370.7

地 61.2 h a (0.2%)、森林原野 22,655.0 h a (66.0%)、住宅地・工業用地等 5,367.8 h a (15.7%)
である。

農用地については、吉井川流域の平坦部を除き、大部分が緩やかな丘陵を形成し、水田は比較的団地性に富んでいるが、不整形なほ場が多く、畑は一部の開発地を除いては傾斜度が大きく不整形で散在し、団地規模も小さく、耕作放棄地も増加傾向にあり一部は原野化しつつある。

また、本市の土地は、歴史的・文化的資源とともに、住民の生産や生活・文化活動の基盤であり、将来の土地利用においては、自然環境の保全を図りながら健康で文化的な生活環境の確立と均衡ある発展を図ることを目標として、国土利用計画法に基づく「岡山県土地利用基本計画」や「津山市第5次総合計画」を基本に推進する。地域性を活かし、活力ある地域づくりを進める上において、土地の有効な利用を促進し、恵まれた自然環境を活かしながら、乱開発を防止し、治山治水に配慮するとともに、調和のとれた合理的・効率的な計画・整備を進めることが肝要である。

(ウ) 農 業

本市は、経済的、社会的、文化的な基盤を整備し、その機能を高めてきた。国道53号・429号及び中国縦貫自動車道をはじめとする高速交通体系の整備進展に伴い、山陽、山陰、京阪神圏の結節点としてその役割は重要であり、本地域の産業の発展及び住民生活向上の基盤となっている。このような状況を踏まえて、自然あふれる地域の特性に配慮しつつ、農業、工業、商業が調和し、発展していくことに留意する必要がある。

本市は、温暖な気候と比較的恵まれた土地条件を活かして、水稻を中心に野菜、果樹、畜産など多彩な農業が営まれている。地域特産物として旧津山地域では大豆、ピオーネ、自然薯、加茂地域では西条柿、阿波地域ではりんどう、うど、勝北地域では黒大豆、久米地域ではジャンボピーマン、新高梨の産地となっている。

しかし、大半の農家が小規模な兼業農家で占められており、担い手の減少や農業従事者の高齢化など極めて深刻な事態となり、耕作放棄地も増加している。

国の農業政策を踏まえ、多彩な農業の持続的な発展を図るためには、認定農業者や集落営農組織を育成するとともに、第二次ベビーブーム世代等の中高年層を含めた幅広い層への就農促進が必要である。

また、耕作放棄地については、耕畜連携による飼料作物の作付け・放牧地利用、地域特産物の作付けの促進、基盤の再整備などにより再生・利用に努める。

今後は、食料自給率の向上、食の安全、農地の利用集積、農業資源の保全などに取り組むこととしており、農業経営安定対策として、これまでの全農家を対象とした品目ごとの価格対策から対象を担い手に絞り、経営体に着目した対策に転換する。山間部の不利な土地条件のもとでは、ほ場整備済農地を中心に優良農地を確保・保全することを基本として、他の土地利用との調整を図る。

農用地の確保については、食料の安定的な供給の場として農用地区域の用途区分を厳守しながら、農地の確保と保全に努め、機械化・省力化・低コスト化に向けて近代化を促進し、農用地の高度利用を図る。これらを担う手段として、集落単位の営農組織化、認定農業者への土地集積と

受委託等を強力に推進する。

なお、市街地に隣接する農用地は、周辺部の都市的土地利用等との整合性、自然環境との調和を十分考慮した上で、営農活動に支障をきたさない範囲で都市地域との調整を図る。

本農業振興地域における土地利用の構想は概ね次のとおりである。

■用途別土地利用の現状と目標

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和3年)	6,207.0 6,215.0	18.1	61.1 61.2	0.2	22,660.2 22,655.0 (0.0)	66.0 (0.0)	1,473.6 1,472.8	4.3
目標 (令和8年)	6,105.5	17.8	61.2	0.2	22,687.7 (0.0)	66.1 (0.0)	1,531.0	4.5
増減	△109.5		0.0		32.7		58.2	

区分 年次	工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和3年)	166.1 164.0	0.5	3,731.0	10.9	34,299.0	100.0
目標 (令和8年)	174.0	0.5	3,739.6	10.9	34,299.0	100.0
増減	10.0		8.6		0.0	

(注) () 内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

6,207.0

本地域内にある現況農用地 6,215.0ha のうち、下記の a～b に該当する農用地とそれ以外の農用地で、農業振興を図る上で農業上の利用を確保することが必要である農用地を農用地区域に設定する方針である。

- a. 10ha以上の集団的な農用地
- b. 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地
- c. 上記a～b以外の土地で農業振興を図る上で農業上の利用を確保することが必要である土地は次のとおりである。

- ・果樹・野菜・花き等の地域の特産品を生産している農地で農地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・高収益をあげている果樹・野菜・花き等のハウス団地
- ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人及び特定農業団体が集積することとされている農用地
- ・中山間地域等直接支払制度の対象農用地
- ・農地・水・環境保全向上対策の対象農用地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- (1) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、保全又は復旧を図ることが困難な農用地。
- (2) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地。

6,207.0

2,020.1

具体的には、本地域内にある農用地 ~~6,215.0~~ha のうち、おおむね次に掲げる農用地 ~~2,030.0~~ha

4,186.9

以外の農用地 ~~4,185.0~~ha について、農用地区域を設定する。

- a. 公用公共用施設の整備に係る農用地 2.0 h a
- b. 集落区域内に介在する小規模な農用地 858.0 h a
- c. 自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地 391.1

 - (1) 急傾斜地に存在する農地 401.0 h a
 - (2) 山間谷間等で、将来山林化すると認められる農用地 131.9 h a
 - (3) 中心集落の整備に伴って拡張対象となる集落周辺の農用地 68.5 h a
 - (4) 小規模、点在する集団性のない農用地 568.6 h a

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内になる土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある26.0haについて、農用地区域を設定する。(土地改良施設用地については、農地の面積に含む。)

単位：ha

土地改良施設の名称	位置(集落名等)	面積	土地改良施設等の種類
県営ほ場整備事業	津山市堀坂地区	6.6	道路、水路
〃	津山市倭文東地区	5.9	〃
県営農地開発事業	津山市加茂町岩淵地区 (五輪原農用地)	13.5	〃
計		26.0	

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

61.1

本地域内にある現況農業用施設用地61.2haのうち、(ア)において農用地区域に設定する方針とした農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある

61.1

61.2haについて農用地区域に設定する。

単位：ha

地域名	面積
旧津山北部地域	8.8 8.7
旧津山東部地域	11.6 11.7
旧津山南部地域	14.5 14.6
加茂地域	6.9
阿波地域	0.1
勝北地域	8.6
久米地域	10.6
計	61.1 61.2

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

開発予定なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の農業を需要の動向と自然的・経済的立地に沿って、米・野菜・果樹・畜産を基幹作目として推進するために適地適作を図り、生産基盤の整備と機械化による高能率な農業生産を展開させる。

3,790.1 287.7

このため、現況農用地等のうち農用地区域に設定した田 3,791.4 h a、畑 301.2 h a、樹園地 22.2

86.9 61.1 4,248.0

h a、採草放牧地 86.8 h a、農業用施設用地 61.3 h a、合計 4,262.9 h aを将来とも、農業生産の基礎的な資源として一層の利用を促進する。

○農用地利用計画

単位：ha

区分 地域名	農 地			採 草 放 牧 地			混 牧 林 地		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
旧津山北部	642.5	642.4	▲0.1	41.9	41.9	0.0			
	639.6	638.2	▲1.4	44.1	41.8	▲2.3			
旧津山東部	776.1	776.1	0.0	1.5	1.5	0.0			
	785.5	779.3	▲6.2	1.9		▲0.4			
旧津山南部	396.0	396.0	0.0	22.6	22.6	0.0			
		395.8	▲0.2	24.6		▲2.0			
加 茂	621.0	621.0	0.0	20.7	20.7	0.0			
	637.8	635.6	▲2.2	22.4		▲1.7			
阿 波	109.6	109.6	0.0	0.0	0.0	0.0			
				10.8		▲10.8			
勝 北	870.4	870.4	0.0	0.2	0.2	0.0			
	876.5	872.5	▲4.0						
久 米	684.5	684.5	0.0	0.0	0.0	0.0			
	687.8	683.8	▲4.0						
合 計	4,100.1	4,100	▲0.1	86.9	86.9	0.0			
	4,132.8	4,114.8	▲18.0	104.0	86.8	▲17.2			

単位：ha

区分 地域名	農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
旧津山北部	8.7	8.8	0.1	693.1	693.1	0.0	
		8.7	0.0	692.4	688.7	▲3.7	
旧津山東部	11.6	11.6	0.0	789.2	789.2	0.0	
	12.1	11.9	▲0.2	799.5	792.7	▲6.8	
旧津山南部	14.5	14.5	0.0	433.1	433.1	0.0	
	14.6	14.6		435.2	433.0	▲2.2	
加 茂	6.9	6.9	0.0	648.6	648.6	0.0	
	7.2	6.8	▲0.4	667.4	663.1	▲4.3	
阿 波	0.1	0.1	0.0	109.7	109.7	0.0	
	0.3		▲0.2	120.7		▲11.0	
勝 北	8.6	8.6	0.0	879.2	879.2	0.0	
				885.3	881.3	▲4.0	
久 米	10.6	10.6	0.0	695.1	695.1	0.0	
	10.7		▲0.1	698.5	694.4	▲4.1	
合 計	61.0	61.1	0.1	4,248.0	4,248.0	0.0	
	62.2	61.3	▲0.9	4,299.0	4,262.9	▲36.1	

(注) 農地には土地改良施設用地 26.0ha を含む。

イ 用途区分の構想

(ア) 旧津山北部地域（以下「A」という）

684.3

611.4

農用地区域内の現況農用地は~~688.0~~haで、そのうち水田が~~607.2~~ha、畑が27.2ha、樹園地が3.8ha、採草放牧地が41.9haを占める。

東津山・東苫田地区は、紫保井集落の小規模土地改良事業では場整備を完了している。また勝部・志戸部・野介代集落の丘陵を県営農地開発事業により、農地造成を実施している。丘陵地帯については、花きの生産や採草地としての利用が行われている。今後は、集団化や農地の集積により低コスト生産を図り、水稻・畜産・果樹・野菜・花き等多彩な農業経営に資するため、農用地としての利用を図る。

院庄地区の戸島集落では、土地改良総合整備事業では場整備が行われている。今後は、水稻・大豆・野菜・しいたけ・酪農・肉用牛・養豚などの多様な利用を推進し、優良農用地としての高度利用を図る。

城西・西苫田・二宮・田邑地区は、大沢池南の広域営農団地農道から下田邑の中国縦貫自動車道北側までの紫竹川流域に属する水田については、第1次農業構造改善事業、団体営ほ場整備事業、土地改良総合整備事業で土地基盤整備を完了している。今後は農地の高度利用、集団利用を図るとともに、水稻・麦・大豆・野菜・しいたけ・酪農・肉用牛・養豚などの多様な利用を推進する。中核的農家を中心に農業生産組織を育成し、農作業の集団化を促進し、今後とも優良農用地としての利用を図る。

一宮地区は、宮川水系に属する平坦部で、第1次農業構造改善事業及び土地改良総合整備事業では場整備を完了している。西田辺地区では、公社畜産基地建設事業の飼料畑造成を完了しており、平坦部の水稻作と黒沢山山麓を利用した果樹栽培、酪農経営が行われている。今後は、水田の高度利用と傾斜地を利用したぶどう・うめ等の作付面積の拡大、飼料畑確保を引き続き図っていくなど、水稻・野菜・果樹・酪農・肉用牛を推進し農用地としての利用を図る。

高田地区の上横野集落では、団体営ほ場整備事業、農村総合整備モデル事業、小規模土地改良事業等により、基盤整備が完了している。また、山で囲まれた盆地状の地区であり、最北部は森林が連なっている。今後は、水稻・野菜・果樹など引き続き高度利用を推進し、生産性の高い農地としての利用を図る。山間棚田については、転作等による露地野菜（しょうが）栽培、山間部については、特用林産物（しいたけ）の推進を行う。また、清涼な水資源を利用して伝統工芸の和紙生産を行うため、ミツマタの栽培を行い農用地としての利用を図る。大篠、下横野集落では、横野川流域に属する農地は団体営ほ場整備事業で、後川流域に属する農地は第2次農業構造改善事業では場整備が完了している。今後は、平坦部の農用地については基盤整備が完了しているので、引き続き高度利用を図るとともに、水稻・麦・果樹・酪農・肉用牛などの多様な利用を推進する。山間棚田については飼料畑の確保を引き続き行ない、畜産農家の飼料自給を向上させるよう努める。また、高田地区全域において果樹栽培が行われており、今後ともピオーネ等の作付けを推進し、農用地として利用を図る。

(イ) 旧津山東部地域（以下「B」という）

777.6

647.6

127.5

農用地区域内の現況農用地は780.8haで、そのうち水田が648.6ha、畑が129.7ha、樹園地が1.0ha、採草放牧地が1.5haを占める。

高倉地区は、蟹子川水系に属する農用地は、県営ほ場整備事業で基盤整備を完了しており、優良農用地としての利用を引き続き行う。また、山間の傾斜地においては採草地としての農地開発が実施されている。蟹子川流域に属する農用地については未整備である。丘陵については、県営美作台地開発事業により整備が行われており、引き続きこの土地利用を継続していくとともに、水稻を主体にしながらも野菜・花き・酪農・肉用牛等の推進を行い、農用地としての利用を図る。

神庭・滝尾地区の加茂川流域に属する平坦部農用地は、農村総合整備モデル事業、土地改良総合整備事業、小規模土地改良事業では場整備を完了している。また、団体営ほ場整備事業により、JR因美線の西側沿いのほ場整備が完了している。今後とも、水稻・大豆・花き・酪農・肉用牛を推進し、農用地としての利用を図る。また、綾部集落は飼料用作物であるWCS（ホルクロップサイレージ）の集団化が進んでおり、引き続き畜産農家への自給飼料供給を図るよう利用を進め、農用地としての利用を図る。

成名・高野地区は、第1次農業構造改善事業、土地改良総合整備事業、団体営ほ場整備事業等により基盤整備を完了している。今後は、水稻・野菜・果樹・酪農・肉用牛等を推進し、平坦部の農用地については、大型機械化作業が可能となっているので、中核的農家への集積を図り、農用地の高度利用を促進する。また、水田営農活性化の実施に伴い、施設野菜栽培を行っているので、現在の土地利用を継続するとともに、団地化を進めていく。また、丘陵地帯については、県営美作台地開発事業の整備完了後、畑地利用・果樹栽培・採草地としての利用が行われており、果樹については、西条柿・うめの規模拡大を行い、土地の有効利用及び農用地としての利用を図る。

広野地区の広戸川流域に属する平坦部農用地については、第1次農業構造改善事業、地域農政特別対策事業で基盤整備が完了している。今後は、平坦地の農用地については、引き続き田としての利用を図りながら麦栽培を行い、土地の有効利用を進める。丘陵地帯については、県営美作台地開発事業で整備が完了し、採草地としての利用を進めているので、引き続きこの土地利用を行う。水稻・麦・大豆・野菜・酪農などの多様な利用を推進し、農用地としての利用を推進する。

(ウ) 旧津山南部地域（以下「C」という）

418.6

371.7

農用地区域内の現況農用地は418.4haで、そのうち水田が371.5ha、畑が23.3ha、樹園地が1.0ha、採草放牧地が22.6haを占める。

佐良山・福岡・福南地区は、皿川流域に属する平坦部の農用地を団体営ほ場整備事業で基盤整備を完了している。福田集落の山林については、団体営草地開発事業で採草放牧地の整備を、公社営畜産基地建設事業で、養鶏施設の整備を実施している。今後は、平坦部の農用地について水田営農活性化に伴う土地利用として都市近郊型の施設野菜の団地化を図り、農用地の有効利用を進める。また、傾斜地を利用した畜産経営を行うとともに、恵まれた自然環境を利用し水稻・大

豆・野菜・果樹・酪農・養鶏を推進し、農用地としての利用を図る。

広野・河辺地区は、吉井川東岸に接する日上・国分寺集落の平坦部で、土地改良総合整備事業で基盤整備が完了し、また広戸川流域に属する農用地は団体営ほ場整備事業、農村地域工業等導入関連事業によるほ場整備が完了しており、引き続き高度利用と中核的農家への農地集積を進める。畑地並びに水田営農活性化に伴う農用地の利用については、都市近郊型野菜産地づくりを進め、露地野菜の団地化を図り、農用地の高度利用を行うとともに水稻・麦・大豆・野菜・酪農・養豚等を推進し、農用地としての利用を図る。

大崎地区の農用地は、団体営ほ場整備事業、土地改良総合整備事業により基盤整備を完了、桑山池の西部の名坂、植木集落では、新農業構造改善事業でほ場整備を完了している。今後は、平坦部農用地について麦栽培の導入、集団的土地利用、中核的農家への農地集積を進め、農用地の有効利用を進める。山間地帯では、団体営草地開発事業により採草放牧地を整備しており、酪農経営が行われているので、引き続き耕種農家との堆肥還元による有機的結合を図り、合理的な農地利用を推進する。

(エ) 加茂地域（以下「D」という）

641.7

539.4

66.9

農用地区域内の現況農用地は ~~656.3~~ 641.7 ha で、そのうち水田が ~~544.1~~ 539.4 ha、畑が ~~76.8~~ 66.9 ha、樹園地が 14.7 ha、採草放牧地が 20.7 ha を占める。

上加茂地区は、加茂川水系におけるほ場整備を山村振興対策事業、土地改良総合整備事業、団体営ほ場整備事業で完了しており、今後は、白大豆・野菜・西条柿・しきみ・りんどう・酪農・肉用牛を推進し、農用地としての利用を図る。

新加茂地区は、倉見川水系におけるほ場整備を県営農地開発事業、山村振興対策事業、土地改良総合整備事業、団体営ほ場整備事業により黒木集落を除き、完了している。今後は、生産性向上のための担い手への農地集積を進めるとともに、白大豆・野菜・西条柿・しきみ・りんどう・酪農・肉用牛を推進し、農用地としての利用を図る。

西加茂地区は、欠場川水系におけるほ場整備を土地改良総合整備事業、県営ほ場整備事業、農林業同和対策事業で完了した。今後は、白大豆・野菜・西条柿・しきみ・りんどう・酪農を推進し、農用地としての利用を図る

東加茂地区は、加茂川水系におけるほ場整備を土地改良総合整備事業、団体営ほ場整備事業、公社営畜産基地建設事業、農林業同和対策事業で完了した。今後は、環境に配慮した水稻栽培を中心に白大豆・西条柿・ゆず・しきみ・肉用牛を推進し、農用地としての利用を図る。

(オ) 阿波地域（以下「E」という）

農用地区域内の現況農用地は 109.6 ha で、そのうち水田が 106.0 ha、畑が 1.9 ha、樹園地が 1.7 ha を占める。

本地域は、加茂川周辺にある農地を農村基盤総合整備事業、山村振興対策事業、団体営ほ場整備事業等のほ場整備事業で完了している。今後は、北部ではパイプハウスの導入による雨よけほうれんそう、切花栽培と水稲との複合経営を、また中南部については、従来より畜産農家が多いため、水稲と畜産の複合経営の展開を図り、水稲・畜産・野菜・施設園芸等経営を推進し、農用地としての利用を促進する。

(カ) 勝北地域 (以下「F」という)

870.6

842.8

27.6

農用地区域内の現況農用地は ~~872.7~~ ha で、そのうち水田が ~~843.2~~ ha、畑が ~~29.3~~ ha、採草放牧地が 0.2 ha を占める。

新野地区は、県営ほ場整備、団体営土地改良事業、農業構造改善事業等でほ場整備が完了している。畜産と水稲、野菜を組み合わせた複合経営が行われ、有機無農薬栽培の農産物も生産されている。今後は、水田地帯と西の台地開発による農地活用を図るとともに、水稲・酪農・肉用牛・黒大豆・飼料作物等の多様化を推進し、農用地としての利用を図る。

広戸地区は、団体営土地改良事業、農業構造改善事業、小規模土地改良事業等でほ場整備も完了し、酪農、肉用牛の経営がみられ、水稲、黒大豆、やまのいも、たまねぎ等の産地として推進が図られている。大岩、大吉集落を主体に畜産（酪農、肉用牛）と水稲、野菜の複合経営があり、今後は、水稲を中心に農業の6次産業化のグループの推進を行い観光と農業を組み合わせたシステム（集落営農システム）を推進し、農用地としての利用を図る。

勝加茂地区は、県営ほ場整備事業、国営農地開発、県営農地開発事業等でほ場整備が完了し、東西の台地開発による農地が造成された。水稲、黒大豆の栽培が進められ、畜産農家との連携で土づくり、共同作業、機械の共同利用が実施されている。今後は、農用地の流動化による経営規模の拡大を図るとともに、水稲・酪農・肉用牛・黒大豆・飼料作物等を推進し、農用地としての利用を図る。

(キ) 久米地域 (以下「G」という)

684.5

671.2

農用地区域内の現況農用地は ~~683.9~~ ha で、そのうち水田が ~~670.6~~ ha、畑が 13.3 ha を占める。

大井西地区は、小規模土地改良事業でほ場整備が完了し、平坦地が多く、水稲を中心に白菜の産地化が形成されている。今後は、畑地利用も含め、果樹（新高梨）の産地として振興を図るとともに、水稲、新高梨、白菜・キャベツ等を推進し、農地集積も含め、認定農業者等意欲ある経営体に農作業及び経営の受委託を推進し、農用地としての利用を図る。

大井東・大倭地区は、経営体育成基盤整備事業、農林業同和対策事業等でほ場整備が完了し、山腹の丘陵地にそばの栽培が行われている。作付面積の拡大と合わせ、高原野菜の産地形成を図る。宮部下、中北下集落は、岡山県農業試験場北部支場跡地を中心に平坦な農地が広がり、営農は水稲を主体として、野菜・果樹等の栽培が行われ、今後においても現在の複合営農体系を維持しながら、農地の高度利用を図る。県営ほ場整備事業による土地基盤の整備により水田の大型機

械化が確立されている。今後は、農用地の集積を推進し、併せて意欲ある経営体の育成を図るため、高原野菜、自然薯・軟弱野菜等を組み合わせた作物を基本に農地の高度利用を推進し、農用地としての利用を図る。

久米地区は、県営土地改良総合整備事業、農業構造改善事業、県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等では場整備が完了した。今後は、堆肥処理施設「ゆうきの丘」の良質発酵堆肥を使い、水田の土づくりを推進し、土地生産性を高め、付加価値の高い有機米の栽培面積の拡大を図るとともに、有機米、野菜、果樹、花きなど作目の多様化を推進し、農地・農道・農業用水路等整備を進め、農用地等としての利用を図る。

倭文中・東地区は、土地改良総合整備事業、小規模土地改良事業、県営ほ場整備事業等では場整備事業が完了している。平坦部では水稻・野菜・酪農が主体であり、中山間部ではほ場整備が実施されているものの、団地性に乏しいため、農業の近代化を図ることが困難であり、水田は山間谷間で棚田が多く、畑は傾斜地がほとんどである。今後は、小規模土地改良事業等を推進し、生産基盤の整備を図る一方、現在整備されている「花と溪流の里」周辺の棚田を利用し、菖蒲・彼岸花・ひまわり等を活用した都市交流農業の導入など、地域色のある農業への再編を図っていく。地域の冷涼な気象条件を利用し、高冷地野菜栽培を推進するなど、野菜産地としての再編を図るため施設いちごの栽培を行い、農業所得の向上を図る。水稻とともにいちご、観賞用花、高冷地野菜などの園芸作目を中心とした生産団地形成のため、農用地としての利用を促進する。

ウ 特別な用途区分の構想

特になし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発方向

本地域の水田は、平坦地の吉井川流域に団地を形成しているものと、中山間部に帯状に分散しているものがあり、平坦部のほとんどはほ場整備が完了し団地性に富んでいるが、山間棚田部は一部不整形なほ場がみられ耕作放棄地の増加につながっている。畑は、一部の開発地区を除いては、傾斜度が大きく、不整形で散在し、団地規模も小さく、一部には荒廃もみられる。

現在、農業構造改善事業及び土地改良事業等で3,288.1haのほ場整備を実施済みであり、国際情勢を考慮した集団的生産組織を確立するため、さらに、139.0haのほ場整備及び暗きょ排水整備を推進していく。今後においては、食料を取り巻く国際情勢及び国内需要動向を踏まえながら、農業経営の合理化等を図るため、農地の集積や流動化を推進し、集落営農を展開する上で必要な土地利用の効率化、農業経営規模拡大による農業生産性の向上を図る。

また、ほ場、農業用排水施設、農道舗装などの整備を行うとともに、施設の投資効果を十分発揮させるよう維持運営体制の整備を図る。

(1) 旧津山北部地域（A）、東部地域（B）、南部地域（C）

本地域は、農業構造改善事業、団体営ほ場整備事業、土地改良総合整備事業、農村総合整備モデル事業等で、ほ場整備1,369.1haを実施している。また、県営農地開発事業で農地造成153.4ha、団体営草地開発事業で草地造成を77.1haを実施している。

ほ場整備においては未実施の地区について、今後も整備を進め、生産基盤の整備を推進して行く。また、耕作放棄地の拡大を防ぐためには、農業用水の確保が重要な条件となっており、老朽化している用水路の施設更新、改修事業等を推進し耕作放棄地の減少を図る。農道整備においては、作物の荷痛み及び農道維持管理の軽減等を図るため、未舗装部分の舗装化を推進する。

(2) 加茂地域（D）

本地域は、県営ほ場整備事業、土地改良総合整備事業、団体営ほ場整備事業等でほ場整備464.9ha、県営農地開発事業で農地造成51.6haを実施している。ほ場整備は完了しており、現在は集落営農組織の育成を行なっている。また、作物の荷痛み及び農道維持管理の軽減等を図るため、農道の未舗装部分の舗装化を進めるとともに、地域を結ぶ連絡道としての機能はもとより、農業機械や農産物・農業用資材等の搬出入の利便性を高め、農業の近代化や省力化を図るため、農道整備を一層推進する。

(3) 阿波地域（E）

本地域は、山村振興対策事業、農村基盤総合整備事業、団体営ほ場整備事業等でほ場整備101.3haを実施している。このため、ほ場整備可能な農地は、おおむね完了している。また、農道整備においては、作物の荷痛み及び農道維持管理の軽減等を図るため、未舗装部分の舗装化を推進す

る。

(4) 勝北地域 (F)

本地域は、県営ほ場整備事業、農業構造改善事業、土地改良総合整備事業等ではほ場整備949.0ha、国営農地開発事業、県営農地開発事業で農地造成97.4haを実施しており、ほ場整備は完了している。今後は、農道の改修と併せて、集落道の拡幅等改修を行う。また、未整備地域の農業用排水路、農道の整備を行う。

(5) 久米地域 (G)

本地域は、県営中山間地域総合整備事業、農業構造改善事業、土地改良総合整備事業等ではほ場整備403.8haを実施しているが、本農業振興地域の中では整備が遅れており、重点的にほ場整備を実施していく地域である。

今後については、ほ場整備を実施するとともに、地域特産物の育成、認定農業者等の育成に努め、本地域農家の零細経営構造からの脱却を図る必要がある。

また、未整備地域における農道改良、用排水路改良を推進し、生産性の高い農業経営を行うとともに、生産基盤の確立を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対区番号	備考
		受益地区	受益面積		
ほ場整備	区画整理 34ha 暗渠 8.2ha	G 大井東地区（宮部）	34.2ha	1	経営体育成 基盤整備事業
ため池用排水整備	用排水路 592m	B 高倉地区（下高倉西） 別所第1	63.5ha	2	県営ため池 用排水整備事業
〃	用水水路橋 100m	A 高田地区（下横野） 高津用水	20.0ha	3	〃
〃	用排水路 800m	A 一宮地区（東田辺） 昭和池第Ⅱ	268.0ha	4	〃
〃	用排水路 1,315m	A 田邑地区（上田邑） 大沢西	21.0ha	5	〃
〃	用排水路 800m	B 神庭地区（吉見）近平	291.0ha	6	〃
水利整備	管路 9,303m	F 勝加茂地区（安井） 勝英第三	208ha	7	基幹水利施設 ストックマネジメ ント事業
農道整備	農道 1,980m	G 大井西地区（坪井上） 鶴西安清	33.0ha	8	基幹農道整備事業
〃	歩道・歩道橋 1,505m 舗装 5,201m	A・B 旧津山北部・東部地域 津山2期	2,719.0ha	9	一般農道整備事業
ほ場・農道整備	農道 1,330m 区画整理 49ha	G 倭文東・中地区	148.2ha	10	県営中山間地域 総合整備事業
農道整備	農道 2,100m	B 高野地区（高野山西） 夏目	20.0ha	11	基盤整備促進事業
〃	農道 1,818m	F 勝加茂地区（安井）	69.7ha	12	〃
水路・ほ場整備	区画整理 21.3ha	G 倭文東地区（八社）	22.0ha	13	〃
〃	区画整理 5.5ha	G 久米地区（宮尾）	6.0ha	14	〃
〃	暗渠 13.0ha 用排水路 462m	F 勝北地域 勝北2期	31.2ha	15	〃
〃	区画整理 8.0ha	C 河辺地区（西吉田）	8.4ha	16	〃
農業集落排水整備	処理戸数 59戸 処理人口 154人	D 上加茂地区（河井、山下）	—	17	団体営農業集落排 水循環統合事業
〃	処理戸数 152戸 処理人口 564人	D 西加茂地区（行重、檜井）	—	18	〃
〃	処理戸数 45戸 処理人口 110人	F 広戸地区（奥津川）	—	19	〃

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林については、森林整備計画との整合性を図りながら、水源かん養林等多機能が発揮できるように利活用を図る。災害に強い国土基盤を形成し、良質な水の安定供給を確保する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進する。

また、森林の整備などを推進するため山林の所有者や地域住民が協力し、森林構成の維持・観光・森林レクリエーション・自然学習等ふれあいの場としてふるさとのみどりとして再生を行い、自然観察、体験学習等、ふれあいのフィールドとして活用し、山林の保全と活用を図る。そして野生動植物に配慮した生態系としての重要な役割を果たしている森林の適切な保全等を推進し、豊富な落葉樹等を活用したいけ栽培や木炭の生産振興を図る。

4 他事業との関連

特になし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地は、将来にわたり安全な食料を安定的に供給するとともに、動植物の生態系や土壌の保全、水質の浄化、景観の保全管理等の役割も担っている。よって無秩序な土地利用や耕作放棄地等による農用地の荒廃を防ぎ、水資源のかん養や保水等の多面的機能を発揮していくために、営農に適した良好な状態で農用地を保全することが重要である。

本市では、農業の振興を図るために必要不可欠である農用地等の保全について、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に進めていくこととし、災害の防止という点からも農地を有効な状態で保全するため、地すべり防止事業・ため池改修事業等を実施する。

基盤整備が完了した農地は、引き続き優良農地として保全し、その他、地域の実状に応じた基盤整備や農地の有効活用を図る耕作道等の整備を必要に応じて進める。

また、耕作放棄地が増加している状況に対応するため、農業者はもとよりそれ以外の地域住民等と連携し、地域ぐるみで農用地等の保全のための活動を行う。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
地すべり対策	抑工 一式	AB 旧津山北部・東部地域 津山中部 3期	571.5ha	1	地すべり防止事業
〃	〃	B 旧津山東部地域 津山東部 3期	189.9ha	2	〃
〃	〃	A 旧津山北部地域 津山西部 2期	345.3ha	3	〃
〃	〃	AB 旧津山北部・東部地域 津山中部 2期	571.5ha	4	〃
〃	〃	B 旧津山東部地域 津山東部 2期	189.9ha	5	〃
ため池整備	溜 堤 100m 溜 取 15m 樋 管 20m	C 佐良山地区 市場池	10.0ha	6	県営ため池 整備事業 (一 般)
〃	溜 堤 48m	G 倭文東地区 (桑下) 蛇谷新池	10.0ha	7	〃
〃	溜 堤 39m	G 大井東地区 (宮部下) 杭蛇谷池	2.1ha	8	〃
〃	溜 堤 120m 溜 余 34m 樋 管 17m	A 田邑地区 (下田邑) 今井池	10.0ha	9	〃
〃	堤 長 110m 堤 高 9m	G 大井東地区 (中北下) 鴻ノ池	18.3ha	10	〃
農業用河川 工作物応急整備	頭首工 一式	G 倭文地区 (桑上) 落合	5.5ha	12	県営河川応急 対策事業

3 農用地等の保全のための活動

本市においては、農業者の高齢化等による耕作放棄や管理不十分な農用地が増加傾向にある。そのため、農用地の保全管理やそれらに関連する鳥獣害対策事業等に積極的に取り組み、耕作放棄地を未然に防止する。

さらに、農業者だけでなく地域住民等を含め、地域ぐるみで農地や農道及び水路の保全管理のほか自然や生活環境等の保全向上に努める。

本市において、関係機関や各種団体を支援していくための詳細な農用地保全活動は、次のとおりである。

(1) 多様な主体による農地の有効利用

農地の持つ公益的・多面的機能の普及啓発、地域ぐるみで農地を守り活かすため共同活動の支援を行い、地域の自主的・主体的な農地保全活動を促進する。また、企業との協働で行う農地保全や農地管理の取り組みを積極的に推進し、安定的な経営体への農地の流動化とあわせ、遊休農地の復旧、農業体験の場や交流の場としての農地の保全・活用を図る。

(2) 耕作放棄地の発生防止対策

耕作放棄地等による農用地の機能低下を未然に防止するため、市、農業協同組合、農業普及指導センター等の行政機関と、農業委員会等との連携を図りながら、農用地の貸借や認定農業者、営農組合など生産組織による農作業の受委託を進め、農地の利用集積を促進する。

また、耕作放棄地解消計画・再生利用実施計画により農地の土壌改良等を推進し、既存農用地の保全、耕作放棄地の再整備を図り、耕作放棄地の発生防止や解消に向けた農地パトロール及び啓発活動等に取り組む。

さらに、鳥獣害による農作物被害が耕作放棄地発生の原因となっていることから、被害を最小限にするため、防護柵の設置や猟友会（有害鳥獣駆除班）を通じての駆除や個体数調整等による生息環境管理の充実を図っていく。

(3) 中山間地域等直接支払制度の活用

農業生産条件が不利な中山間地域においては、農業が持続的に維持される環境づくりを支援するため、中山間地域等直接支払制度を積極的に活用し、農用地の保全を図る。

(4) 農地・水・環境保全向上対策の活用

地域ぐるみで農地や農業用水等を守る効果の高い共同活動や環境保全に向けた先進的な営農活動の支援を促進し、地域の財産である農地・水・環境の保全を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域にある森林は、国土保全や生活環境保全機能等の役割を果たしていることから、これらの諸機能が図れるよう整備を行う。特に、荒廃林地については積極的に未立木地の解消に努め、森林増産力の増進及び環境保全を図り、適正な森林保全を行うことにより農地の保全につなげる。さらに、森林のもつ諸機能の高次的発揮や効率的な生産構造を確立するため、複層林の造成及び自然林の育成等により多様な森林を形成する。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業者の収入が、他の産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営の確立のためには、収益性の高い農業形態の導入や中核農家の育成とともに、農用地流動化や集積等による生産規模の拡大を図る必要がある。そのため、今後の効率的かつ安定的な農業経営の類型として個人経営体の場合は、露地野菜・水稲複合、野菜専作とし、一方組織経営体としては水稲・大豆複合の法人組織化を推進していくことを基本とする。そして、農業経営体当たりの目標規模面積を営農類型別にはそれぞれ異なるが5.0haと設定し、市全体の農用地流動化目標面積を419.0haと想定する。

その他農業生産基盤や近代化施設等の整備を図るとともに、各種生産組織の育成強化や農作業の受委託の促進、並びに地力の維持増進等に努める。

農地に対する資産保有意識が強く、規模拡大志向農家への農地の流動化は発展しにくい状況であるが、近年兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域等においても、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない、又は担い手に集積されない農地について一部遊休農地となる恐れがあり、これを放置すれば担い手に支障を及ぼすばかりでなく、周辺の耕作にも大きな影響を与える恐れがでてきている。

このような地域の農業構造と現状の見通しの下に、農業をやりがいのある職業として選択できるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的経営の指標は、地域その他産業従事者の生産所得・労働時間に相当する年間農業所得「主たる農業従事者一人当たり450万円程度」、年間労働時間「主たる農業従事者一人当たり1,800時間程度」とし、これらの経営体が本地域農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

目標営農類型及び規模等

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標 面積(ha)	
個別経営	露地野菜・水稲複合	5.85 (借地 2.5)	しょうが 0.35ha 水稲 3.5ha 大豆 2.0ha	250	600	
		6.4 (借地 2.5)	やまのいも 0.6ha 水稲 3.8ha 大豆 2.0ha			
		4.3 (借地 2.5)	アスパラガス 0.7ha (雨よけ) (0.2ha) (露地) (0.5ha) 水稲 2.5ha 大豆 1.1ha			
	野菜専作	0.5	トマト(雨よけ) 0.3ha 軟弱野菜 0.2ha			
		0.7	きゅうり(半促成) 0.3ha きゅうり(ハウス抑制) 0.3ha			
			軟弱野菜 0.1ha			
		0.25	いちご(促成) 0.15ha トマト(雨よけ) 0.1ha			
		0.95	アスパラガス 0.7ha (雨よけ) (0.2ha) (露地) (0.5ha)			
			軟弱野菜 0.25ha			
	しいたけ・水稲複合	1.7	だいこん 2.8ha 軟弱野菜 0.7ha			
			1.9			だいこん 1.5ha キャベツ 1.5ha 軟弱野菜 0.4ha
			しいたけ(菌床) 10,000本 水稲 1.0ha 大豆 0.7ha			
	果樹専作	1.0	もも 1.0ha (白鳳) (0.3ha) (白桃) (0.7ha)			

	営農類型	目標規模 (ha)	作 目 構 成	戸 数 (経営体数)	流動化目標 面積(ha)
個 別 経 営	果 樹 専 作	1.0	な し 1.0ha (幸水、豊水) (0.5ha) (新高、愛宕) (0.5ha)		
		0.8	ぶ ど う 0.8ha (ビオーネ:2月加温) (0.1ha) (ビオーネ:無加温) (0.2ha) (ビオーネ:簡易被覆) (0.5ha)		
		3.0	か き 3.0ha (西条) (2.8ha) (大西条) (0.2ha)		
		2.4	か き 2.0ha (西条) (1.8ha) (大西条) (0.2ha) 軟弱野菜 0.4ha		
	水稲・大豆・作業受託複合	7.0 (借地5.0)	水 稲 4.2ha 大 豆 2.8ha 水稲作業受託 10.0ha		
		7.0 (借地5.0)	水 稲 4.2ha 黒 大 豆 2.8ha 水稲作業受託 10.0ha		
	花 き 専 作	0.3	電 照 ぎ く 0.2ha 夏 ぎ く 0.2ha 小ぎく(電照) 0.1ha		
		0.7	し き み 0.7ha		
		0.25	シンビジウム 0.25ha		
		0.2	デンドロビウム 0.2ha		
		0.6	りんどう 0.6ha		
	酪 農 専 作	4.0 (借地1.0)	乳用牛(ホルスタイン) 経産牛 50頭 育成牛 10頭 飼料作物 トウモロコシ 2.5ha ソルガム 1.5ha イタリアンライグラス 4.0ha		

	営農類型	目標規模 (ha)	作 目 構 成	戸 数 (経営体数)	流動化目標 面積(ha)
個別 経営	肉 用 牛 専 作	0.5	交 雑 牛 (肥 育) 300 頭		
		5.0 (借地 3.0)	黒 毛 和 種 (繁 殖) 60 頭		
	飼 料 作 物 トウモロコシ 4.0ha イタリアンライグラス 4.0ha				
	養 鶏 専 作		採 卵 鶏 50,000 羽		
養 豚 専 作		豚(繁殖肥育一貫) 100 頭			
法 人 経 営	水 稻 ・ 大 豆 複 合	20.0	水 稻 12.0ha 黒 大 豆 8.0ha	25	

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定を進める。また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開し担い手に農用地が集積されるよう努める。

①農用地の流動化

農用地流動化目標を達成するため、農用地の利用集積の基礎的目標面積を確保し、必要な各種の事業の活用を図り農用地の流動化を推進する。

②農作業の受委託

農家の高齢化や兼業化等の進行に伴う遊休農用地の増加及び農業経営の粗放化を防止するため、農作業の受委託を積極的に推進する。

③農作業の共同化

農業生産組織の育成強化を図る中で、農作業の集団化や農業機械の共同購入等を推進する。

④農業生産組織

農業生産組織は効率的な生産単位を構築する上で重要な位置を占めていると同時に、農業法人等の組織経営体への発展母体として位置づけられており、地域及び作目毎の営農形態等に応じた生産組織の育成を推進する。そして、体制の整った組織体については法人化への誘導を図る。

⑤地力の維持増進

土づくりは、農業生産の向上と農業経営の安定を図る上で極めて重要であるので有機質肥料の投入や合理的な輪作体系を確立することにより、地力の維持増進を図る

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営の規模拡大を進めるには、兼業農家の理解と農業委員の協力の下、利用権設定等農用地の流動化を図り、規模拡大志向農家へ集積する。農用地の効率的利用については、荒廃農地の解消・防止のため、利用権設定を促進する。

(1) 認定農業者等の育成対策

本市では、農業協同組合、農業委員会、農業普及指導センター等が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として「津山市地域担い手育成総合支援協議会」を組織している。今後においても、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業や将来の方向について選択・判断を行えるよう誘導する。

(2) 農用地の流動化対策

農用地の貸し手や借り手の掘り起こし活動を展開するとともに、集落段階における地域活動の強化により相談・指導・啓発あるいは情報交換等を積極的に進める。

さらに、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業等の活用による農用地の面的集積・農用地の権利移動や利用権設定等を促進し、農用地の流動化を図る。

ア 利用権設定等促進事業

基盤整備完了区域及び今後ほ場整備事業が実施可能な区域においては、ほ場区画の大型化と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるように努める。

イ 農用地利用改善事業

中山間地域等においては、農用地の効率的かつ安定的な利用を図るための農地の集団化による農作業の効率化その他農用地の利用関係の改善に関する措置を講ずる。農用地利用改善団体の活動を活発し、担い手不足の中で多く見られる耕作放棄地の解消に努める。

(3) 農作業の受委託及び共同化対策

農作業の受委託については、集落を単位とした地域農業集団及び農業生産組織等を育成強化及び農作業の受委託を推進し、オペレーターの育成に努めるとともに、高齢者農家や兼業農家等の農作業受委託の促進を図る。

土地改良事業等を推進するなかで農地及び作目毎の集団化を推進し、農作業の共同化に努める。また、近代化施設の共同導入及び共同利用を図り、生産施設や農業機械等の共同作業を強化する。

集落営農育成活動支援事業により集落の合意形成を図り、集落営農組織へ農地集積や共同・協業作業を推進することで、農村の健全な発展と農地の有効活用など望ましい農業経営体の育成に資するように努める。

(4) 農業生産組織の育成対策

農業生産組織は中核農家を核として、集落又は生産部門ごとに展開しており、今後とも技術研修会や先進地視察及び連絡調整を行い、組織の育成強化を図る。

育苗、収穫及び出荷作業の共同化等による地域全体の労働力調整や土地利用調整による経営拡充を図るとともに、作柄の安定化、品質の高位平準化及び農産物の高付加価値化を図り、産地としての市場評価を高めることにより農業生産組織の経営安定を図る。

(5) 地力の維持増進対策

単一経営や化学肥料等の多量使用により地力の低下が生じており、今後は農薬及び化学肥料等の適正使用をはじめとして、家畜排泄物を利用した堆肥や緑肥等の有機質肥料の活用及び輪作体系の確立など地力の維持増進に努め、畜産農家と耕種農家の連携により良質堆肥の安定供給を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の整備については、津山市森林整備計画に基づき推進していくが、農用地に介在する森林原野については、水資源のかん養等森林の持つ多目的機能に配慮した利活用を行う。

また、農閑期を利用したしいたけ栽培の振興を図り、生・乾燥しいたけの栽培により農家所得の拡大を図るとともに、山林でのくり、ぎんなんも含めて農業経営の多角化を推進していく。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市は、これまで中山間地域総合整備事業、県営ほ場整備事業等の各種事業によって、ほ場整備、水路整備、畑かん整備を実施し、これら農業インフラの活用を有効かつ効率的に利用するため、生産から加工・流通までの各種の農業近代化施設の整備を実施し、農業生産の近代化・効率化を飛躍的に進めることができた。

こうした状況の中今後は、既存施設の有効利用と適正な運営管理を行うとともに、農家の意向等を踏まえ各種補助事業の導入による近代化施設の整備を図ることにより、作業の効率化及び生産技術の高度化による農産物等の生産性・品質の向上を図っていく。そして、市場における農産物の需要動向に対応し、基幹作目の生産から流通・販売に至る施設の整備を促進する。これらを踏まえ令和2年2月に実施した意向調査によると、地域で一番必要と思われる農業施設については、回答された方で農作業機械が37%と3分の1以上を占めている。次いで、出荷・流通施設17%、機械収納施設16%となっており、共同利用による低コスト化、作業効率向上が望まれている。

また、「まほらファーム」に本地域農業の総合管理施設を建設し、農業者の研修の場、農業技術・情報の受発信の場、都市住民との交流の場に位置づけ、担い手育成やピオーネなどの奨励品種の産地化促進、地産地消の推進、食育の推進、持続可能な循環型農業としての施設整備を行い、農業近代化を進める。

(1) 水稲

本地域における水稲生産のほとんどは個人経営体であることから、収益面から個々の生産者による近代化施設整備は難しいと思われる。一方、地域の高齢化に伴い、農用地の荒廃が進むことが懸念されることから担い手農家を中心とした生産組織が必要であり、今後はその組織の編成と規模に適した農業機械の共同利用を図る。そして、農業者や農業者団体が主体的に需給調整を行うシステムへ移行し、売れる米づくりを推進するとともに、高品質の米の流通に努める。また、大型機械による生産性の向上を図るとともに、たん水直播・不耕起直播、稚苗移植等の低コスト栽培確立のための機械整備や水稲栽培のハイテク技術の導入を図る。

さらに、市場メカニズムにより産地間競争が激化することが予想される中で、優良米を中心とした計画的な生産流通を進める。そのために、水稲共同育苗施設、大規模共同乾燥調整施設を核とした品質の統一を進めるとともに流通単位の大型化を推進する。

また、ライスセンターやカントリーエレベーターにより良質米の確保を図り、認定農業者等を中心に集落組織集団の育成強化と大型機械を導入した効率利用を図る。

(2) 大豆

黒大豆について集荷率は高いが、白大豆については作付面積に対して集荷率が低いことから、共同出荷体制の組織化を進めるとともに、選別・選粒施設等の整備を通じて流通量の拡大、品質の向上を促す。また、機械化栽培体系の普及を促進し、単収・品質の水準の引上げ、生産性の向上を図る。

(2) 野菜

地域の特性を活かして特産野菜や有機無農薬栽培を中心に振興を図り、これに必要な関連事業を実施し、ビニールハウスやかん水施設の整備を推進し施設栽培の振興に努める。農作業の効率化、生産性の向上及び農産物の高品質化を図るため、土づくりや病害虫防除の徹底及び優良品種の導入を図るとともに、品種の統一を図り共販率の向上を進める。また、地域に応じた集出荷・貯蔵施設整備も視野に入れ、市内市場を核とした流通（地産地消）の拡充を進め流通の合理化を図る。

具体的には、露地野菜（ブロッコリー等）については、大型機械施設の整備や集出荷貯蔵施設を設置し、団地育成を行う。高冷地には地域特性を活かした露地野菜栽培を推進するとともに、その他については大型施設栽培・水気耕施設栽培等への誘導を行い、共同選果場整備も視野に入れコスト削減を実施し生産性の向上を図る。

(3) 果樹

果樹については、栽培の基本である栽培方法・整枝方法・病害虫防除・土壌管理等の技術指導を行うとともに、生産から集荷まで作業の共同化により、集荷調整・生産性の向上を推進し、農家所得の向上を図る。

また、新産地の育成を目指し、より徹底した規格の統一と出荷機能の強化を行うとともに、需要動向を見極めながら、優良品種への転換を進め栽培技術の向上を図る。また、担い手へ園地の集積を進め、園地改造によるコスト削減、産地化を推進する。

具体的には、ぶどう生産施設・農産物加工施設の整備を行い津山産ニューピオーネ等の生産量の拡大や付加価値を高め、生産性の向上を図る。

消費者ニーズは高品質志向、健康志向、簡便化志向など多様化が進んでいる反面、市場においては安定的・計画的な出荷が要求されている。そのため、品目ごとに生産出荷体制の整備を進め、予冷施設の導入による有利販売を目指す。

(4) 花き

消費者ニーズに対応した花づくりを進めるために、露地栽培の施設化等も検討しながら生産拡大を図り、本地域だけでなく周辺地域との組織編成を検討し、組織活動の活性化を図る。

中国縦貫自動車道・山陽自動車道・中国横断自動車道岡山米子線・瀬戸大橋や岡山空港などの広域高速交通網の整備により、流通機構の変革、産地間競争などがより顕著となると思われるため、流通体系の整備促進と集出荷施設の整備等の物流改善を促進する必要がある。

(5) 畜産

肉用牛については、後継者が確保されているものの、農家の高齢化、環境保全対策等抱える問題も多く、今後は、高齢化にも対応できるような地域組織での粗飼料生産への取組強化や環境・衛生の保全及び規模拡大のための牛舎等の施設整備、飼養管理技術向上による優良子牛の生産等によって生産組織の強化や経営規模の拡大・合理化を図る。また、多頭飼育農家を育成するため、子牛生産技術体系の確立と飼料生産の機械化により、飼料基盤の確立を図る。

酪農については、飼料畑の整備や牛舎の移転・新增設を図るとともに、自給粗飼料の増産・確

保に努める。また、飼育管理技術の改善や優良素牛の導入による乳質の向上を図り、経営規模拡大と合理化による安定的な酪農経営を展開するとともに、大規模経営農家の育成や飼料生産の機械化・組織化をより推進し、酪農環境保全を図る。

糞尿処理施設の整備を図り、衛生対策を徹底させる。また、津山市バイオマスタウン構想により家畜排泄物利用ができる市内堆肥センターの活用を行い、品質のよい堆肥を生産し生産された堆肥は、耕種部門の農業者との連携（耕畜連携）の強化を通じ、地域として堆肥の利用が促進される循環型農業の構築を図る。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
水稻共同育苗施設	作業棟 1棟 520 m ² 育苗棟 1棟 1,507 m ²	B 成名地区 (野村)	17.9	42	晴れの国岡山 農業協同組合	1	
田植機	直播用機器及び 直播用鉄コーティング 5条植え	B 神庭地区 (綾部西)	29.1	42	綾部西宮農組合	2	
田植機及び コンバイン	5条	A 田邑地区 (上田邑)	15.5	24	(有)紫竹 カントリー	3	
米穀乾燥機等	40石	B 滝尾地区 (堀坂)	22.7	68	農事組合法人 アグリ堀坂	4	
ぶどう生産施設	棚、ハウス等 (まほらファーム)	B 成名地区 (野村、 高野本郷)	5.4	—	津山市	5	
〃	棚、ハウス等	A・B 一宮・高田・ 高倉地区 (上横野、下横野、 下高倉、田辺)	3.9	20	晴れの国岡山 農業行動組合 ぶどう部会	6	
乗用管理機	ブロッコリー乗用管理 機	A・B 滝尾・ 田邑地区 (堀坂、上田邑)	4.6	37	晴れの国岡山 農業協同組合	7	
農産物加工所	鉄骨造 241 m ² (まほらファーム)	B 成名・高野地区 (野村、 高野本郷)	5.4	—	津山市	8	
〃	鉄骨造 2F 100 m ²	D 加茂地域	4.3	29	加茂・阿波 生産組合	9	

〃	鉄筋コンクリート造2 F 613 m ²	E 阿波地域			あばグリーン公 社	10	
---	------------------------------------	--------	--	--	--------------	----	--

3 森林の整備その他林業の振興との関連

畜舎、園芸用の農業用資材として除間伐材の利用が見込まれることから、地域の需要に応じて除間伐材を活用した農業用生産施設やしいたけ原木の運搬機材等を整備するとともに、しいたけ等の林産物を組み合わせた農業との複合化を推進する。

また、農業用施設等の増改築・新築は、間伐材の活用を促進し、間伐等から発生する有機資源については、木工芸品等の地域特産物の開発に努める。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農業を担うべき者は、農業従事者の高齢化等により厳しい状況におかれている。今後、次代を担う認定農業者、中核的な担い手農家等とあわせて新規就農者、女性農業者及び団塊世代等の多様な担い手を農業委員会、農業協同組合及び農業普及指導センター等と連携し確保育成する。また、将来の農業後継者や消費者である子どもたちに、地域農業や食の安全等について学ぶ食農教育を積極的に推進するとともに地元農業関係教育機関との連携強化を図る。

本市においては、新規就農者の確保・育成のための専用施設等は保有していないが、後継者育成につながる農業技術普及施設として農作業体験施設を整備するほか、今後は国・県・農業協同組合等の連携及び調整の下で、必要とされる就農支援施設や情報支援施設等について整備を推進する。

(1) 新規就農の促進と確保

意欲と経営能力に優れた青年農業者の育成確保、あるいは新規学卒者や中高年齢者及びI・J・Uターン並びに農家子弟以外からの就農など多様なルートに応じたきめ細かな活動を促進する。

① 就農に関する情報提供・相談活動の展開

就農希望者に対する就農相談や就農関連情報の提供及び就農準備研修等ができる体制づくりを推進していくため、関係機関や団体等との連携強化に努める。

② 新規就農者の円滑な技術習得

県の普及指導員や農業協同組合の営農指導員による技術及び経営等の普及活動、並びに県内外の先進農家等へ留学研修等を推進し、新規就農者が円滑に技術習得できる体制づくりに努める。

(2) 農業経営における女性の参画の促進と支援

女性が農業経営に参画する機会を確保するための環境整備と、女性による農業経営に関連する起業活動の促進を支援していくために次の施策を推進する。

① 農業経営家族協定による農業労働の改善、並びに非農家や高齢者等の地域内労働力を活用すること等により農村女性の労働負担の改善を図るとともに、婚姻等により新たに農業に従事する女性に対し、農業経営や農村生活等に関する情報提供や意識啓発等を促進していく。

また、新たに地域のリーダーとなる女性農業者の農業技術や経営管理能力の向上を図り農業経営への積極的な参画を促進する。

② 中高年の女性農業者の家族農業経営における経済的地位の向上及び役割の明確化を図るため、農業制度資金等を活用し、部門経営を新たに開始する際に必要な機械や施設等整備を進める。

③ 農家の女性や高齢者の農業関連活動を促進するため、技術及び能力を活用した特産物づくり、農産加工等を行う女性・高齢者グループに対する支援を推進する。

(3) 高齢農業者の活動の促進と支援

地域の実情に応じた多様な担い手として、高齢農業者が有する技術や能力を生かし、生きがいを持って行う農業関係活動を推進するために、地域のビジョンづくりや活動の場づくりを中心とした啓発活動等の取組を推進する。また、高齢者自身の主体的かつ積極的な農業関係活動への取組に対して、支援及び研修等を推進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

農業の担い手確保の一環として、農業に関心のある者を対象に、体験施設を整備する。施設の種類の施設の内容位置及び規模施設の対象者対図番号備考農作業体験施設後継者育成につながる

「農業技術普及施設」未定津山市内の

住民—

3 農業を担うべき者のための支援の活動

担い手には、大規模な専業農家や兼業農家等さまざまな形態がある。本市はそれぞれの農業形態別の所得向上につながる経営モデルを設定し、地域農業を支える担い手の農業意欲と所得の向上とコスト節減を図る。また、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るために農業の技術や経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得を促進するとともに、農業に対する市民の理解と関心を深めるよう施策を講じていく。

①農業従事者の高齢化や基幹的農業従事者の減少が進む中、将来にわたって本市の農業を担う経営体の育成が重要かつ緊急の課題となっていることから、各地域の農作業体系の核となる認定農業者や中核的農家の育成に努める。

また、当該農家への農地集積を積極的に推進するとともに、共同利用による機械や施設の整備を進める。

②認定農業者の組織の統一を図り、自主的な研修活動や交流会等を促進し、認定農業者の効率的かつ効果的な経営改善のための支援を行う。

③農業に興味を持った者や新に農業に取り組みたい者を対象に「つやま援農塾」を開講し、野菜、花き、ピオーネ等の栽培の実践講座を開き、新規就農の促進や定着化、優れた農業後継者の育成を図る。

④新規就農者に対し、研修終了後の支援を行い、農業技術や知識を習得するのに必要な施策を講じる。農地中間管理事業を活用して、離農農家や規模縮小農家の農地を整備し、先進的農業経営を目指す新規就農者等に対して、円滑に継承できるように就農促進トータルサポート事業等の活用をしていく。

⑤新規就農者を志す者に対し、農業に参入しやすいよう就農相談及び情報提供を行うほか、離職者を対象にした就農相談活動等を推進していく。また、他産業経験者等の就農促進のための啓発活動並びに就農段階における研修等が行える体制づくりを推進する。

⑥家族経営における女性や青年農業者及び高齢者についても、果たす役割は重要であるため、家

族経営協定の推進等の支援を講ずるとともに、地域における高齢農業者の役割を見直し、その有する技術や技能を生かして生きがいのある農業に関する活動が行えるように支援を行う。

⑦将来の担い手を育成する観点から小中学生の農業に対する理解を深めるとともに、子どもたちの「生きる力」を育むための学校内外における農業体験学習の実施、並びに農業高校生等の青年農業者の育成について、教育委員会や関係機関及び農業協同組合等との連携の下で推進する。

4 森林の整備その他林業振興との関連

特になし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の経済は、農林業や商工業を中心として発展してきたが、若年層等の農業離れにより農外就業者は毎年増加してきている。また、工業団地等があるため就業機会については比較的恵まれた環境にある。

農業就業者の減少はある程度やむを得ないものであるが、農村地域の活性化を図るためには農業その他産業の振興を通じて就業機会を増大させる必要がある。そのためには、地域条件に適合した農業生産基盤の整備や技術の開発及び普及とともに多様な担い手の確保を図りつつ、新規作目の導入による高付加価値型農業等の地域特性に応じた新たな展開が必要である。

また、農畜産物の高付加価値化と販路拡大を図るための加工流通施設等の整備、地域資源を活用した内発型の地場産業の育成や導入、並びに地域の景観・観光資源の活用と地場産業の一体的振興等を推進していく必要がある。

このような観点から本市では重点施策として、女性や高齢者に適した作目の導入や地域に根づいた産業やふるさと産品等の地域資源を活用した農業の高付加価値化や、豊かな自然を生かした観光農業をはじめとした関連産業の育成により、創設される就業の場に兼業農業者、女性、高齢者等が従事できる農村地域の就業機会の増大を目指している。

農業従事者の他産業就業者のうち、出稼ぎ、日雇・臨時雇用の不安定形態での就業者が全体で26.7%（令和2年調査）を占めている。これらの兼業農家従事者の安定的な就業を図るため、担い手の確保・育成に十分配慮し、他産業への就業を希望する農業従事者の就業を促進するほか、地産地消の取組を推進し、農産物の販売の拡大とともに加工品づくりや販売における雇用創出を実現する。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

地域農林産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業の振興、観光農園関連産業やその他の観光産業、及びその他地域産業の振興を図り、就業機会の増大に努める。

これらの諸対策を推進するために市、農業協同組合、農業委員会、自治会及び商工会議所等の関係団体で連携をとり、就業の場の確保に努めるとともに、農業従事者の安定的な就業を促進し、農業及び農村の健全な発展と調和のある地域づくりを目指す。

また、土地利用計画、自然環境に配慮しつつ、農村地域工業等導入促進法等の活用により優良企業を誘致し、計画的に雇用の場の創出を図り、農業従事者の安定的な就業機会の確保を行う。

津山公共職業安定所や津山圏域雇用労働センターとの連携を密にし、中高年齢者や農家子弟への情報提供を行い、安定した雇用の拡大を図るとともに、地域産業の育成による安定した職場の確保を図り、中高年者の雇用の拡大を図る。

農業志向農家については、自立專業経営ができるよう農用地の面的集積を図り、一方、農家の主婦及び農家の高校・大学卒業青年、あるいは中高年齢者や地域外通勤者の地域内における就業の場を確保するため、工場適地への優良企業の誘致を積極的に進める。

3 農業従事者就業促進施設

特になし

4 森林の整備その他林業振興との関連

林業経営の改善・合理化のため、林道・作業道等生産基盤の整備、林業機械化の推進、造林保育作業の共同化、集落ぐるみの除間伐を推進するとともに、森林組合との連携を強化し、地域資源である林産物の有効利用を図り、就業機会の拡大・確保を関係機関と一体となって進める。

また、基幹産業である農業と林業をお互いに連携を取りながら複合経営を行いつつ、農閑期における労働力を林業部門に供給することによって林業労働力を確保し、林業の振興を図るとともに、林地の有効利用を図るため、くり、うめ等の栽培の振興を図り、農家経営の多角化を推進する。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村地域においては、地域住民の生活の場で農業活動が営まれている。そのため農道の生活道路機能、農業用水の地域用水機能、農業排水路の地域排水路機能など相互機能の一体的な利用、並びに、ほ場整備等による公共用地（集落排水処理施設等）の創設、及び生活環境改善を目的とした農業集落排水施設による農業用水の水質保全など、農業生産基盤と農村の生活環境が密接に関連している。

しかしこうした中で、農村地域は高齢化や都市化及び生活様式の多様化とともに、兼業農家や非農家が増加して混住化が進行し、かつての集落機能は次第に失われつつある。農村は生産の場及び生活の場として位置づけられているが、依然として各種の生活環境の基盤や施設の整備が遅れており、このことが過疎化の原因にもなっている。ことに、中山間地域においては深刻な事態であり、地域の農村部においても同様である。

また、生活水準の向上、兼業農家の増加による生活様式の変化に伴い、農村部におけるライフスタイルも都市的な様式に変貌しており、農業用排水の水質汚濁など、農業用水・農作業の実施にあたって困難な問題が多く発生している。

これらのことを踏まえ、今後は農村特有の自然環境や景観及び歴史風土等を活かしつつ、農業生産及び生活環境の両面にわたる一体的かつ総合的な整備を推進し、集落機能の維持強化と住民の連帯感の高揚を図るとともに、人間性豊かな魅力に満ちた活力ある農村社会の形成を目指して「安全性」「保健性」「利便性」「快適性」「文化性」の向上に努める。

2 生活環境施設整備計画

特になし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

生活環境施設の整備にあたっては、間伐材利用等を含め、可能な限り木材活用を行うよう努める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

特になし

第9 付図（別添）

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）

別記 農用地利用計画